



鳥取県公報

平成18年7月4日(火)
第7801号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-----|---|
| 告 示 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (446) (東部総合事務所県民局) 1 |
| | 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (447) (西部総合事務所生活環境局) 2 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (448) (日野総合事務所福祉保健局) 3 |
| | 家畜伝染病の発生 (449) (畜産課) 3 |
| | 県営土地改良事業計画の変更 (450) (耕地課) 3 |
| | 土地改良事業の協議の適否の決定 (451) (＃) 4 |
| | 土地改良事業の工事の完了 (452) (＃) 4 |
| | 国土調査の成果の認証 (453) (＃) 4 |
| 公 告 | 平成18年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5 |
| | 平成18年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度) の実施 (＃) 8 |
| | 平成18年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) の実施 (＃) 11 |

告 示

鳥取県告示第446号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成18年8月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年7月4日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人岩美あくていぶカンパニー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
前嶋伸一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字浦富1041 - 12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域環境の持続的な改善活動を推進し、もって地域の経済的・社会的発展に寄与することによって、現在危機的な状況にある自然環境の保全、生態系の維持、並びに持続可能な循環型環境社会（サステイナブル・コミュニティ）の構築を目指し、コミュニティ・ビジネスについての研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の定数

鳥取県告示第447号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成18年7月4日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

三光株式会社 代表取締役 三輪博美
境港市昭和町5 - 17

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

境港市潮見町1

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

金属くず及びガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず（以上2品目は、それ以外の当該事業範囲の一般廃棄物との混合物又は医療廃棄物に限る。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物並びにばいじん

以上14品目（ただし、特別管理一般廃棄物については、感染性廃棄物、ばいじん及び燃え殻に限る。）

5 申請年月日

平成18年6月6日

6 縦覧に供する書類

申請書及び生活環境影響調査結果書

7 縦覧に供する場所

米子市糀町一丁目160
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課
境港市上道町3000
境港市産業環境部環境防災課

8 縦覧に供する期間

平成18年7月4日から1月間

9 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出期限

平成18年8月18日

(3) 意見書の提出先

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第448号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年7月4日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------|-----------------------|------------------------|---------------|-----------|
| 特定非営利活動法人いんくるサポート | 日野郡日南町生山834 - 3 | ヘルパーステーションいんくる | 日野郡日南町生山834 - 3 | 居宅介護、外出介護 | 平成18年7月1日 |
| 〃 | 〃 | 障害者デイサービスいんくる広場 | 〃 | 障害者デイサービス | 〃 |

鳥取県告示第449号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日 |
|----------|-------|----|----|---------|------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1 | 鳥取市 | 平成18年6月19日 |

鳥取県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業加勢蛇西地区農業用排水施設、農道整備、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年7月4日から同月24日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第451号

大山町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）豊房大口井手地区農業用排水施設）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年7月4日から同月24日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------|--------------------|------------|
| 八頭町 | 単県農業農村整備事業福本地区区画整理 | 平成18年3月17日 |

鳥取県告示第453号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年7月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|---------------------------------|----------------------|-----------|
| 鳥 取 市 | 平成16年度から平成17年度まで | 鳥取市（東今在家、桜谷及び正蓮寺の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市東今在家、桜谷及び正蓮寺の各一部 | 平成18年7月4日 |
| 八 頭 町 | 平成12年度から平成17年度まで | 八頭町（山路の一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭町山路の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成13年度から平成17年度まで | 八頭町（隼郡家、見槻中及び船岡の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭町隼郡家、見槻中及び船岡の各一部 | 〃 |
| 〃 | 平成16年度から平成17年度まで | 八頭町（稗谷の一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭町稗谷の一部 | 〃 |
| 大 山 町 | 平成15年度から平成17年度まで | 大山町（八重、束積及び羽田井の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 大山町八重、束積及び羽田井の各一部 | 〃 |
| 伯 耆 町 | 平成15年度から平成17年度まで | 伯耆町（父原の一部）の地籍図及び地籍簿 | 伯耆町父原の一部 | 〃 |
| 〃 | 平成14年度から平成17年度まで | 伯耆町（口別所、久古、吉定及び清原の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 伯耆町口別所、久古、吉定及び清原の各一部 | 〃 |

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成19年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成18年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称
平成18年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

| 試験の種類 | 採用予定者数 |
|---------|--------|
| 一 般 事 務 | 1名程度 |
| 土 木 | 1名程度 |
| 警 察 事 務 | 1名程度 |

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

- 3 対象となる職
一般事務にあっては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小学校、中学校若しくは県立学校に、

土木にあっては知事の事務部局、企業局の事務部局等に、警察事務にあっては警察署等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額138,400円のほか諸手当が支給される。なお、この給料月額については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、134,248円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木 昭和60年4月2日から平成元年4月1日までの間に生まれた者

イ 警察事務 昭和58年4月2日から平成元年4月1日までの間に生まれた者

(2) 一般事務又は土木の試験を受ける者で日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成19年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務
教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

イ 土木
教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成18年9月24日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務及び土木については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務及び土木
作文試験、人物試験及び適性検査

イ 警察事務
作文試験、人物試験、適性検査及び身体検査

(3) 試験の期日

ア 一般事務及び土木

(ア) 作文試験及び適性検査

平成18年10月22日（日）

(イ) 人物試験

平成18年10月30日（月）から平成18年11月1日（水）まで

イ 警察事務

平成18年11月2日（木）

(4) 試験の場所

ア 一般事務及び土木

(ア) 作文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

(イ) 人物試験

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成18年10月12日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年11月16日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 一般事務又は土木に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成19年4月1日の予定であるが、欠員の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)に定める期日までにこれらに定める資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年8月10日（木）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成18年8月25日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年8月10日（木）午前0時から同月21日（月）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成19年度に採用する鳥取県公立学校栄養職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成18年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成18年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

2 採用予定者数

3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の盲学校、聾学校若しくは養護学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額151,000円のほか諸手当が支給される。なお、この給料月額については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第

44号) 第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、146,470円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和46年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成19年3月31日までに取得見込みの者であること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成19年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成18年9月24日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 作文試験及び適性検査

平成18年10月22日（日）

イ 人物試験

平成18年10月30日（月）から平成18年11月1日（水）まで

(3) 試験の場所

ア 作文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

イ 人物試験

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成18年10月12日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年11月16日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総

合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成19年4月1日の予定であるが、欠員の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年8月10日（木）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成18年8月25日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年8月10日（木）午前0時から同月21日（月）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成19年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成18年7月4日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成18年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分 | 採用予定者数 |
|---------|--------|
| 警察官（男性） | 10名程度 |
| 警察官（女性） | 2名程度 |

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額159,600円のほか諸手当が支給される。

なお、この給料月額については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は154,812円である。

5 受験資格

昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）

（2）試験の期日

平成18年9月17日（日）

（3）試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

（1）試験種目

作文試験、人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

| 検査項目 | 基 準 | |
|------|------------------------|------------------------|
| | 男 性 | 女 性 |
| 身 長 | おおむね160センチメートル以上であること。 | おおむね153センチメートル以上であること。 |
| 体 重 | おおむね47キログラム以上であること。 | おおむね43キログラム以上であること。 |
| 胸 囲 | おおむね78センチメートル以上であること。 | |

| | | |
|---------|---|-----------------------------------|
| 視 | 力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 |
| 色 | 覚 | 正常であること。 |
| 聴 | 力 | 正常であること。 |
| 一般内科系検査 | | 正常であること。 |
| 四肢の運動機能 | | 職務遂行に支障がないこと。 |

(2) 試験の期日

平成18年10月24日（火）及び同月25日（水）

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成18年9月28日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年11月10日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成19年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年8月10日（木）から同月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成18年8月25日（金）までの消印又は信書便の役務のうち

消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年8月10日(木)午前0時から同月21日(月)午後12時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

